

# こんなときには届出を



下表および8ページの表の事由に該当したときは、所定の届出が必要です。

要チェック




水色の網掛けで表示した事由に該当したときは、速やかに届出をお願いします。届出が遅れると、すでにお受け取りになった年金をお返しいただくことがあります。

## 年金受給者に関する届出

項番	こんなときには届出が必要です（届出事由）	対象となる年金	
1	住所が変わったとき・住居表示が変わったとき	1~3は 8ページもご覧ください。	
2	氏名が変わったとき		
3	年金の受取金融機関を変えたいとき		
4	亡くなられたとき	全ての年金	
5	1カ月以上所在不明となったとき		
6	年金の選択替えをしたいとき 選択受給していた年金を受けることができなくなったとき		複数の給付事由の 年金を受ける権利 を有する方
7	年金証書を破損または紛失したとき		
8	禁錮以上の刑に処せられたとき		
9	成年後見人等が選任されたとき	9 11 12は 9ページもご覧ください。	
10	1年以上外国に居住するまたは生活の本拠を外国に移すとき		
11	議員になったとき	老齢・退職給付	
12	雇用保険の基本手当を受ける(求職の申込みをした)とき 高齢雇用継続基本給付金または高齢再就職給付金の 支給を受けるとき		65歳未満の方
13	65歳になる前に障害の状態になったとき	障害給付	
14	当共済組合の年金と日本年金機構の年金に重複して加給年金額が加算されているとき		
15	配偶者または子を有することとなったとき		
16	常勤の公務員など組合員として再就職したとき	老齢・退職給付	
17	障害の状態が変わったとき	障害給付	
18	婚姻したとき(内縁関係を含む)	遺族給付	
19	養子となったとき		
20	養子縁組を解消したとき(組合員であった方との親族関係が終了したとき)		
21	組合員であった方の子または孫で障害等級1級または2級である方が、障害等級3級以下になったとき		

## 加給年金額対象者に関する届出

項番	こんなときには届出が必要です（届出事由）	対象となる年金 
22	亡くなられたとき	
23	離婚したとき	
24	子が年金受給者の配偶者以外の方の養子となったとき	
25	子が年金受給者と養子縁組を解消したとき	
26	子が婚姻したとき	
27	障害等級1級または2級の子が18歳に達した年度末以降に障害等級が3級以下になったとき	
28	年金受給者によって生計を維持されなくなったとき（配偶者または子の年収が850万円（所得が655.5万円）以上になったときなど）	<div data-bbox="1212 739 1460 862" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;"> <p>29は9ページもご覧ください。</p> </div>
29	配偶者が公的年金制度から老齢（退職）または障害を事由とする年金を受けることになったとき	
30	配偶者が公的年金制度から老齢（退職）または障害を事由とする年金を受けられなくなったとき	

 対象となる年金には、給付事由ごとに以下の年金があります。

老齢・退職給付	老齢厚生年金、退職共済年金など	障害給付	障害厚生年金、障害共済年金など
遺族給付	遺族厚生年金、遺族共済年金など		

### 1 住所が変わったとき・住居表示が変わったとき

住所を変更（住居表示の変更を含みます。）したときは、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」といいます。）を利用して登録住所の変更手続きを行うため、原則として届出は不要です。

登録住所の変更手続きは4～5カ月程度かかりますので、必ず郵便局で転送手続きを行ってください。


ただし、次に該当する場合を含め、半年を経過しても旧住所から転送される場合は、住所変更の届出が必要です。


- ① 成年後見人等が選任されている方
- ② 年金を請求された後、すぐに住所を変更された方
- ③ 年金が決定された後、おおむね半年以内に住所を変更された方
- ④ 外国に居住している方
- ⑤ 平成23年9月以前に住所を変更し、当共済組合に届出をされていない方

### 2 氏名が変わったとき

### 3 年金の受取金融機関を変えたいとき

届出書類は次のとおりです。

変更内容	届出用紙	添付書類
氏名	年金受給権者氏名変更届	「年金証書（複数の年金がある方は全ての年金証書）」 住基ネットで氏名の変更内容を確認できない方（外国に居住している方等）は、市（区）町村長の証明または戸籍抄本も必要です。 注：遺族給付の年金受給者は戸籍抄本が必要です。
金融機関	年金受給権者受取機関変更届 	「金融機関の確認印（または年金受給者名義の預金通帳の写し）」 変更後の金融機関口座に年金が入金されたことを確認するまでは、変更前の金融機関口座を解約しないでください。

 1枚の用紙で複数の年金の受取機関を変更できますが、年金コードの記入がない年金は変更されません。

## 9 成年後見人等が選任されたとき

年金受給者の成年後見人（年金受領の代理権を付与された保佐人、補助人を含みます。）が新たに選任され、各種通知書の送付先や送金する際の口座名義の変更を希望する場合は、届出が必要です。

## 11 議員になったとき

次のときに届出が必要です。ただし、議会事務局等が直接情報提供を行う場合は、届出不要です。詳細は、所属の議会事務局等にお問い合わせください。

- ① 就任したときおよび退任したとき  
「国会議員又は地方公共団体の議会の議員に係る老齢厚生年金在職支給停止（解除）届」の提出が必要です。
- ② 報酬月額の変動や賞与の支給があったとき  
該当される方には、①の届出用紙をお送りしていますので、当共済組合本部にご提出ください。

## 12

### 雇用保険の基本手当を受ける（求職の申込みをした）とき<sup>※1</sup> 高年齢雇用継続基本給付金または高年齢再就職給付金の 支給を受けるとき

65歳未満の方の  
老齢・退職給付のみ

老齢厚生年金の請求書に雇用保険被保険者番号を記載して提出した場合は、届出不要です<sup>※2</sup>。

- ※1 基本手当を受けるときは、その給付金額の多寡にかかわらず、年金の支給が停止されます。求職の申込みをする前に、公共職業安定所（ハローワーク）に給付金額を確認し、対象となる年金額と比較してから、どちらを受給するかお決めいただくことをお勧めします。
- ※2 各給付の受給状況の確認に時間を要するため、さかのぼって精算が発生する場合があります。

## 29

### 配偶者が公的年金制度から老齢（退職）または障害を事由とする年金を受ける ことになったとき

加給年金額対象者である配偶者が、次の年金の支給を受けることができる場合は、その間の加給年金額が停止されます。

- ① 老齢（退職）を給付事由とする年金（加入期間が20年以上<sup>※3</sup>かそれと同様と見なされるもの。ただし、老齢基礎年金は除く。）
  - ② 障害を給付事由とする年金
- ※3 2つ以上の老齢厚生年金を有している場合で、加入期間が合算して20年以上となったときも、停止されます。

#### 届出方法

電話<sup>☎</sup>または文書<sup>📄</sup>により、当共済組合本部にご連絡ください。  
連絡先および送付先は年金カレンダーの裏面をご覧ください。

文書の場合は、次の用紙をご利用いただくこともできます。

- ① 10ページを切り取る、またはコピーする  
「年金受給者異動連絡票」「加給年金額対象者等異動連絡票」
- ② 当共済組合ホームページからダウンロードする  
📄 トップページ ➡ 年金受給者（待機者）向け手続き ➡  
年金受給者・年金待機者手続き用紙ダウンロード をクリック👉



被用者年金制度の一元化（平成27年10月）以後の厚生年金に関する届出は、ワンストップサービスとして、最寄りの年金事務所または各共済組合のどの窓口でも受け付けます（項番8、10、15、16、17を除きます。）。

